

平成30年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時：平成30年8月9日（木）午後2時～

場所：上越市レインボーセンター第三会議室

1 開 会

2 健康福祉部長挨拶

3 議事録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 上越市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

【資料1】

(2) 平成29年度上越市国民健康保険特別会計決算（見込み）について

【資料2-1】

【資料2-2】

(3) 平成29年度上越市診療所特別会計決算（見込み）について

【資料3】

(4) 平成30年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（案）について

【資料4】

(5) その他

5 閉 会

上越市国民健康保険税条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

1 専決理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げる。(第3条、第25条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「49万円」から「50万円」にそれぞれ引き上げる。(第25条関係)
- (3) (1)及び(2)の改正は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得</p>

改正後	改正前
<p>た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p>	<p>た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p>